## ごみ処理手数料の改定

## (1) 改定額

種別	区分	経過措置		改定後
		令和6年10月1日~	令和7年4月1日~	令和8年4月1日~
可燃ごみ	重量10キログラムまでごとに	180円	240円	310円
可燃粗大ごみ	重量10キログラムまでごとに	240円	310円	410円
不燃ごみ及び不燃粗大ごみ	重量10キログラムまでごとに	250円	330円	430円
びん	重量10キログラムまでごとに	250円	330円	430円
缶及びペットボトル (分別したもの)	重量10キログラムまでごとに	5 0円	60円	80円
犬等の死体	1頭につき	760円	990円	1,300円

## (2) 改定時期

令和6年10月1日以降に搬入されたごみに対する料金に改定後の料金を適用する。